

畜産技手の職務に従事する職員

作業服(上衣)	二	四八
作業服(ズボン)	三	二四
盛夏シャツ	二	四八
登山帽	一	二二
ゴム製半長靴	二	二二
雨合羽(上衣、ズボン及び頭巾)	一	二四
布製手袋	五	一一
ゴム製手袋	一	二二
ジャンパー(上衣及び頭巾)	一	三六

に

道路手の職務に従事する職員

作業服(上衣)	二	四八
作業服(ズボン)	三	二四
盛夏シャツ	二	四八
制帽	一	六〇
スキー帽	一	三六
登山帽	一	二二
ヘルメット	一	四八
地下足袋	二	二二
ゴム製半長靴	一	二二
雨合羽(上衣、ズボン及び頭巾)	一	二四
布製手袋	五	一一
ゴム製手袋	一	二二
ゲートル	一	二四

を

道路手の職務に従事する職員

作業服(上衣)	二	四八
作業服(ズボン)	三	二四
盛夏シャツ	二	四八
制帽	一	六〇
スキー帽	一	三六
登山帽	一	二二
ヘルメット	一	四八
地下足袋	二	二二
ゴム製半長靴	一	二二
雨合羽(上衣、ズボン及び頭巾)	一	二四
布製手袋	五	一一
ゴム製手袋	一	二二
ゲートル	一	二四
ジャンパー(上衣及び頭巾)	一	三六

に

常農夫の職務に従事する職員

作業服(上衣)	二	四八
作業服(ズボン)	三	二四
盛夏シャツ	二	四八
登山帽	一	二二
地下足袋	二	二二
ゴム製半長靴	一	二二
雨合羽(上衣、ズボン及び頭巾)	一	二四
布製手袋	五	一一
ゴム製手袋	一	二二
ゲートル	一	二四

を

常農夫の職務に従事する職員

作業服(上衣)	二	四八
作業服(ズボン)	三	二四
盛夏シャツ	二	四八
登山帽	一	一二
地下足袋	二	一二
ゴム製半長靴	一	二四
雨合羽(上衣、ズボン及び頭巾)	一	二四
布製手袋	五	一一
ゴム製手袋	一	一二
ゲートル	一	二四
ジャンパー(上衣及び頭巾)	一	三六

に改める。

附 則

この訓令は、昭和四十二年四月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百号

鳥取県自治研修所規程(昭和三十一年四月鳥取県告示第四百十三号)の一部を次のように改正する。

昭和四十二年三月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第二条第一項中「県職員の研修及び市町村職員の研修」を「県の職員の研修並びに市町村及び地方公共団体の組合(以下「市町村等」という。)

の職員の研修」に改め、同条第二項中「県職員の研修と、市町村職員の研修」を「県の職員の研修と市町村等の職員の研修」に改める。

「第三章市町村職員の研修」を「第三章市町村等の職員の研修」に改める。

第五条中「市町村職員の研修は、市町村職員が」を「市町村等の職員の研修は、市町村等の職員が」に改める。

第六条中「市町村長」の下に「又は地方公共団体の組合の管理者(以下「組合の管理者」という。)」を加える。

第八条中「市町村長」の下に「又は組合の管理者」を加える。

第九条中「県の各任命権者及び市町村長」を「県の各任命権者、市町村長及び組合の管理者」に改める。

第十条中「市町村長」の下に「若しくは組合の管理者」を加える。

附 則

この規程は、昭和四十二年四月一日から施行する。

鳥取県告示第二百一号

昭和四十二年三月鳥取県告示第七十一号(鶏等の移入を禁止する区域の指定について)は、廃止する。

昭和四十二年三月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百二号

ニューカッスル病予防に関する規則(昭和二十六年八月鳥取県規則第四十七号)第一条の規定に基づき、鶏、あひる、その死体又はニューカッスル

病の病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域として次のとおり指定する。

昭和四十二年三月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

岡山県、兵庫県

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第九号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和四十二年三月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 井 上 善 一

一 日時 昭和四十二年三月二十五日 午後一時

二 場所 鳥取市

三 議題 1 県立学校長人事について

2 その他

公 告

高圧ガス取締法(昭和26年法律第204号)第31条第2項の規定により、昭和42年度第1回高圧ガス販売主任者試験を次のとおり実施する。

昭和42年3月24日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の種類、科目及び時間

試験の種類	試験の科目	試験の時間
高圧ガス第二種販売主任者免状に係る試験	高圧ガスの取締りに関する法令 液化石油ガスの販売に必要な通常の保安管理の術技	9時30分から 10時30分まで 10時40分から 12時10分まで

2 試験の期日及び場所

(1) 試験の期日 昭和42年4月16日(日曜日)

(2) 試験の場所 鳥取市及び米子市

3 受験手続

次の書類を鳥取市東町1丁目220番地鳥取県商工労働部商工指導課に提出してください。

(1) 受験願書

高圧ガス作業主任者試験および高圧ガス販売主任者試験規則(昭和41年通商産業省令第54号。以下「規則」という。)別表第3の様式によること。

(2) 履歴書

規則別表第4の様式によること。

(3) 写真

手札型とし、出願前6ヶ月以内に撮影した正面脱帽上半身像のものを願書にはりつけること。

(注) 受験願書及び履歴書は、鳥取県商工労働部商工指導課及び鳥取県LPガス協会に備えつけてある所定の用紙を使用すること。

- 4 受験手数料及びその納付方法
 - (1) 受験手数料 500円
 - (2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の上部にはりつけること。この場合、消印しないこと。
- 5 受験願書受付期間
昭和42年3月23日から昭和42年4月1日まで
- 6 受験票
受験願書を受け付けた者には、受験票を交付する。

昭和42年度鳥取県青英奨学生募集を次の要領により実施する。

昭和42年3月24日

鳥取県教育委員会委員長 井 上 善 一

昭和42年度鳥取県青英奨学生募集要領

1 制度の目的

県内に住所を有する者の子弟で、高等学校又は大学に在学し、学業成績優秀及び身心健全で、かつ、経済的理由により修学が困難である者に対して、奨学資金を貸与し、もって有用な人材を育成することを目的と

する。

2 出願資格

- 高校奨学生
- (1) 県内に所在する高等学校の第2学年に在学し、将来大学に進学しようとする者であること。
- (2) 学業成績が次の基準に合致し、性行が正しく、かつ、身体が强健であること。
- ア 中学校第2学年及び第3学年の学習成績の平均値が、それぞれ4.2以上であること。
- イ 高等学校第1学年の学習成績が、同学年の生徒全体の上位15%以内の順位にあること。
- (3) 同一世帯における年間所得基準額が次の所得基準額以内であること。

所得基準額表

区 分	所 得 基 準 額
世帯人員	
1 人	246 千円
2 人	474
3 人	574
4 人	697
5 人	820
6 人	920
7 人	1,004

備 考

世帯人員が7人をこえる場合は、1人増すごとに84千円を世帯人員7人の所得基準額に加算する。
年間所得額は、次によって算定された額の合計額から特別控除額表の特別控除額を差し引いた額とする。

ア 給与所得

俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給及び賞与並びにこれ等の性質を有する給与(専従者給与、遺族扶助料等を含む。)の収入金額(源泉徴収票等の支払金額)から必要経費として所得税法(昭和40年法律第33号)に定める給与所得額を差し引いた額とする。
なお、給与所得者が2人以上いる場合は、この計算は、各個人別に行なう。

所得金額の簡易計算方法は、次のとおりである。

(ア) 収入金額が68万円以下である場合

収入金額 $\times 0.8 - 64,000$ 円 = 所得金額

(イ) 収入金額が68万円をこえ88万円以下である場合

収入金額 $\times 0.9 - 132,000$ 円 = 所得金額

(ウ) 収入金額が88万円をこえる場合

収入金額 $- 220,000$ 円 = 所得金額

イ 農業所得

農産物及び家畜等農産物以外の収入を含む総収入金額から、必要経費として、肥料、種苗、蚕種、家畜、家さんの飼料、動力機の燃料等(過去1年間の収入を得るために実際に消費したものに限る。)の購入費を差し引いたものを所得金額とする。この所得金額には、

家計仕向分(自家消費)も販売価格で換算し、含めるものとする。

ウ 商業、工業、林業、水産業等の所得
年間売上高から、必要経費として、売上品原価と営業経費を差し引いた税込営業利益を所得金額とする。なお、売上品原価には、当該年度内の仕入れであっても、年度末に在庫して残っているもの(たな卸資産)は、含まない。

また、営業経費とは、雇入費、減価償却費及び業務に係る公租公課等収入金額を得るための必要経費をいう。

特 別 控 除 額 表

特 別 の 事 情	特 別 控 除 額
母子世帯であること	27,000円
就学者のいる世帯であること	小学校児童1人につき 24,000円
	中学校生徒1人につき 26,000円
	高等学校生徒1人につき 50,000円
	高等専門学校学生1人につき 56,000円
大学生1人につき 66,000円	
身体障害者、長期療養者のいる世帯であること	それぞれの事情によって経常的に特別の支出をしている金額。ただし、身体障害者については、1人につき72,000円を限度とし、長期療養者については、1人につき150,000円を限度とする。

家計支持者が別居している世帯であること	別居のため特別に支出している金額。ただし、102,000円の限度とする。
火災、風水害、盗難等の被害をうけた世帯であること	日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費をうるための基本的な生産手段(田、畑、店舗等)に被害があつて、将来長期にわたつて支出増又は収入減になると認められる年間金額
父母以外の者で所得を得ている者がいる世帯であること	父母以外の者の所得者1人につき150,000円。ただし、その所得が150,000円未満の場合はその所得額。

- (4) 他から同種類の奨学金の貸与又は支給を受けていないこと。ただし、この奨学金を受けるとになつた場合に、他の奨学金の貸与又は支給を辞退するときを除く。
- (5) 奨学金を受けることとなる日(昭和42年4月1日)の1年前から引き続き県内に住所を有する者の子弟であること。
 - 大学奨学生
 - (1) 大学第1年次に在学する学生であること。ただし、大学第2年次以上に在学する者についても、欠員がある場合は採用することがあるので出願することができる。
 - (2) 学習成績は、高等学校第一学年から第三学年までの学習成績の平均値がそれぞれ3.5以上であり、性行が正しく、かつ、身体が強健であること。

(3) 高校奨学生の出願資格の(3)から(5)までに該当していること。

- 3 採用人員
 - 高校奨学生 30人
 - 大学奨学生 約30人
- 4 奨学金の額
 - 高校在学中 月額 2,500円
 - 大学在学中 月額 6,000円
- 5 貸与の期間
 - 奨学金の貸与の期間は、昭和42年4月から次に掲げる終期までとする。
 - ア 高校奨学生にあつては、大学の正規の修業年限の終期
 - イ 大学奨学生にあつては、それぞれの大学の正規の修業年限の終期
- 6 奨学金の返還
 - 奨学金は、無利子とし、貸与期間の終了した月の翌月から起算して6月を経過した後20年以内に、年賦又は半年賦で返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認めるときは、返還免除、返還猶予等の方法が考慮される。
- 7 出願の手続き
 - ア 奨学生を志望する者は、鳥取県育英奨学生願書に次の書類を添付して在学高等学校長又は出身高等学校長に提出すること。
 - (イ) 市町村長の証明した家族の所得の状況を記載した書類
 - (ロ) 大学奨学生を志望する場合は、在学証明書及び成績証明書(大学第1年次に在学する者を除く。)
 - イ アの鳥取県育英奨学生願書に連署する連帯保証人は、2人とし、う

ち1人は、本人が未成年者である場合はその保護者（親権を行なう者又は後見人をいう。）、成年者である場合は父母兄弟又はこれに代わる者でなければならぬ。

8 出願及び選考の時期

ア 出願期日

昭和42年4月 1日（土）から

昭和42年4月15日（土）まで

イ 選考期日

第1次選考（書類）

昭和42年4月下旬

第2次選考（面接）

昭和42年4月下旬

（第2次選考は、高校奨学生志望者で第1次選考合格者について行なう。）

9 その他

この制度についての問い合わせ又は連絡は、在学（出身）高等学校又は県教育委員会事務局指導課に行なうこと。